

令和 6 年度災害時歯科保健活動指針の改訂について

現行の災害時歯科保健活動指針は、改訂より 10 年が経過し、その間、地震、豪雨等による水害など自然災害が全国的に頻回した。

法令及び多様な災害支援チームとの協働のもと、歯科保健活動の実践が求められる背景から被災地での受援や連携方法についても示した災害時歯科保健活動指針に改訂し、歯科保健活動基盤の強化を図る。

1 本県における歯科保健に関する災害マニュアル取組状況

- (1) 災害時歯科保健活動指針（平成 9 年 3 月）
- (2) 災害時歯科保健活動指針改訂版（平成 26 年 3 月）

2 災害時歯科保健活動指針改訂に向けての進め方

(1) ワーキングの開催

① 構成委員

保健所設置市、市町、オブザーバー、アドバイザー、県健康福祉事務所、事務局

② 活動期間

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月

③ 主な内容

ワーキング会議の開催（2 回実施を想定）

災害時歯科保健活動指針改訂について協議

(2) 災害時歯科保健活動指針改訂版の配布

災害時歯科保健活動指針改訂版印刷製本及びホームページ等で公表予定